

伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和2年4月16日

伊佐市長 隈元新



1 目的

伊佐市誕生から10余年を経過し、本市は現庁舎の状況や庁舎が果たす機能・サービスを考慮し新庁舎建設について検討を始め、平成31年3月に「伊佐市新庁舎建設基本構想」を策定し、これに基づき、新庁舎建設をきっかけに、地域の拠点形成を図り、本市の暮らしやすさや活性化に寄与する「まちづくりの視点」、周辺施設との複合化に向けた諸条件への対応や市民と職員にとって使いやすい空間・動線を確保する「庁舎建設の視点」、新庁舎だけでなく、周辺の公共施設等の配置も含めた総合的な費用圧縮等を検討する「公共施設マネジメントの視点」から、本市の新庁舎建設に向けた基本的な考え方を整理した「伊佐市新庁舎建設基本計画」を令和2年3月に策定した。

このプロポーザルは、「みんなで時間を共有し、賑わいを育む 伊佐市のシンボルとしての新庁舎の整備」という整備目標を達成するため、確かな技術力、豊かな経験、柔軟かつ高度な課題解決能力及び創造力を有する設計者の選定を実施するものである。

本要領では、新庁舎整備のための基本・実施設計等を行うにあたり、発注者や市民の意見を反映させるとともに、設計者の発想力や設計能力、経験や技術力等を求め、取組体制や業務の実施方針及び提案の実現性等を評価することにより、事業の目的に最も適した設計者を選定するために必要な事項を定めている。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務委託

(2) 業務内容

別紙「伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務委託特記仕様書（案）」のとおり

(3) 履行期間（予定）

契約締結の日から令和4年1月31日まで

※ 本業務は繰り越しを予定しており、履行期間については議会承認を得て確定させるものとする

(4) 予算額（契約限度額）

135,800,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ 既存施設の改修における実施設計業務費については、別途発注者と受注者との協議により決定することとし、上記予算額には含まない

(5) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、設計業務の実施過程における協議等において計画条件等が変更される場合がある。

(6) 事業スケジュール

ア 基本設計及び実施設計、その他これらに関する業務

基本設計等の完了時期や許認可に係る資料の提出時期は、市と選定された業務受託予定者が、技術提案書に基づいて協議を行い、業務契約書のなかに定める。

イ 建設工期（予定）

令和4年4月から令和5年12月まで

(7) 本業務に関連し、本業務の受注者と随意契約する予定の業務

伊佐市新庁舎建設工事監理業務委託（設計意図伝達業務を含む）

(8) 本業務に関連し、本業務とは別に発注する委託等の見込み

ア 伊佐市新庁舎オフィス環境整備支援業務（令和元年度～令和4年度予定）

イ 大口ふれあいセンター大規模改修等実施設計業務

※ 基本設計における大口ふれあいセンターとの複合的な利用の検討による一体的な整備計画に応じて、それに伴う改修及び施設の長寿命化を考慮した大規模改修設計について、本業務の受注者と協議を行い、随意契約する。

3 設計者選定の概要

(1) プロポーザルの名称

伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(3) 主催

鹿児島県伊佐市

(4) 事務局

伊佐市 財政課 庁舎建設推進係

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地(大口庁舎)

電話番号 0995-23-1311(内線1147)

FAX 番号 0995-22-5344

メールアドレス chosha@city.isa.lg.jp

伊佐市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）

<https://www.city.isa.kagoshima.jp/politics/zaisei/shinchosha/> <新庁舎建設関連HP>

(5) 選定委員会

設計者の選定については、次の委員による「伊佐市新庁舎建設設計業務委託事業者選定等委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査する。

■選定委員（50音順）

鯉坂 徹	鹿児島大学 大学院 教授
石塚 崇史	始良・伊佐地域振興局 建設部 土木建築課 建築係長
小山 雄資	鹿児島大学 大学院 准教授
田中 智之	熊本大学 大学院 教授
時任 良倫	伊佐市 副市長
徳永 寿夫	伊佐市 建設課 建築係長

星野 裕司	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授
森田 和樹	伊佐市 財政課 財産管理活用係長

(6) プロポーザルの審査

ア 参加資格審査

イ 一次審査

提出された参加表明書等及び技術提案書を評価し、二次審査を実施する5者程度を選定する。

ウ 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書について公開でプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の妥当性・的確性・独創性・実現性などを評価し、設計者を選定する。

※ プレゼンテーション及びヒアリングの公開については、新型コロナウイルス感染症への対策により非公開とする場合がある。

エ 審査結果の公表

審査結果は後日市ホームページにおいて公表する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこととし、参加表明書において誓約するものとする。

(1) 参加資格

ア 平成15年4月1日以降に、国または地方自治体が発注した延床面積2,000平方メートル以上の建築物の新築又は改築の設計業務の元請として履行が完了した実績を有する者、又は統括設計専攻建築士（公益社団法人日本建築士会連合会）もしくは登録建築家（公益社団法人日本建築家協会）で、事務所登録後5年以上の実績を有する者。

イ 市民ワークショップの運営など、市民参加による公共施設づくりについての経験及び能力を有すること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱（平成20年告示第80号）による指名停止の措置を受けていないこと。なお、最優秀者は、契約までに伊佐市の入札参加資格審査の手続きを完了すること。

キ 伊佐市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

ク 国税（法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税）並びに地方税に滞納がないこと。

ケ 伊佐市までの移動にかかる所要時間が2時間以内の場所に、本店・支店又は営業所等を有し、市の要請に応じて担当者の来庁が可能な体制がとれること。

コ 共同企業体の場合、代表者は共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有すること。

サ 共同企業体の場合、構成員（建築（総合）主任技術者が所属する事務所）は他の構成員を兼ねていないこと。

（2）配置技術者等の資格

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者を1人配置すること。

イ 管理技術者は、同種業務又は類似業務を完了した実績を有すること。なお、同種業務は、平成15年4月1日以降に国または地方自治体が発注した延床面積2,000平方メートル以上の庁舎または支所等の設計業務とし、類似業務はその他の公共施設における同様の実績とする。

ウ 建築（総合）、構造、電気設備、機械設備及び積算の各主任技術者を1人ずつ配置すること。

エ 管理技術者及び各主任技術者は、次の資格及び実務要件を満たすこと。

a 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、参加者と直接的雇用関係がある一級建築士の資格を有する者とし、かつ、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

b 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

c 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、建築設備士または設備設計一級建築士の資格を有し、かつ設備設計一級建築士においては建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

d 積算主任技術者は、公益社団法人日本建築積算協会の認定を受けた建築積算士または建築コスト管理士の資格を有していること。

e 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は他の主任技術者を兼任してはならない。

オ 管理技術者及び建築（総合）主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）（以下「協力者」という。）に代えることができる。

カ 本要領に基づき提出した書類（様式第4号から第9号まで）に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得た上で、変更を認めるものとする。

（3）参加に対する制限

ア 技術提案書の提出は、1者につき1点とする。

イ 協力者は、他の参加者の協力者を兼ねることができるが、協力者自身が参加者として本プロポーザルに応募することはできない。

ウ 協力者は、4（1）オの資格を満たす者であること。

エ 次に該当する者は、参加資格要件を満たす者であっても、本プロポーザルに参加できない。

- a 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族
- b 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族が主宰、役員又は顧問をしている営利団体に属する者
- c 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

(4) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ア 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求を行ったと選定委員会が認める場合（本要領に定める手続きに関するものは除く。）
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があると選定委員会が認める場合
- ウ 本要領の規定に違反するなど選定委員会が不適格と認める場合
- エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - a 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - b 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - c 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - d 虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）
 - e 「技術提案における視覚的表現の取扱いについて（平成30年4月2日大臣官房官庁営繕部）」に照らし、技術提案の視覚的表現が許容範囲を超えていると選定委員会が認める場合
 - f 技術提案において、事業者及び個人名が特定又は推測される内容の記載があると選定委員会が認める場合
 - g 現地調査等の実施において、不適切な対応等により問題が発生した場合

5 設計者選定のスケジュール

本プロポーザルは下表により実施する。

また、日程に変更がある場合は、市ホームページ等により公表するものとする。

令和2年4月16日（木）	プロポーザル開始の公告
令和2年4月16日（木）～ 4月24日（金）	参加表明書等に関する質問の受付
令和2年5月1日（金）	回答（公表）
令和2年4月16日（木）～ 5月7日（木）	参加表明書等の受付
令和2年5月15日（金）	参加資格審査結果の通知
令和2年4月16日（木）～ 5月14日（木）	技術提案書等に関する質問の受付
令和2年5月22日（金）	回答（公表）
令和2年6月4日（金）～ 6月15日（月）	技術提案書等の受付
令和2年6月21日（日）	一次審査

令和2年6月22日(月)	審査結果の公表(※予定)
令和2年7月5日(日)	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和2年7月7日(火)	審査結果の公表(※予定)

※その他詳細は、「伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務プロポーザル実施要領(公募型)」を参照のこと。